

2024年6月28日付 投資奨励法（改正）¹（No.62/NA）

第1章 一般条項

第1条 目的（改正）

本法は、投資を便利で、迅速で、透明で、正しく、政府からの保護や政策が与えられ、質の高い投資を誘致し、政府・共同体・国民・投資家の権利と利益を保証し、地域や国際経済との接続を可能とする、グリーンで持続的に、継続して拡大する国家経済社会の開発へと貢献させるために、国内・国外の投資の奨励、管理に関する原則、規則、措置を定めたものである。

第2条 投資奨励（改正）

投資奨励とは、投資家が便利に、迅速に、透明で、公正で合法的にビジネスを遂行することができるように奨励政策の策定、投資の各種の環境や便宜供与条件の整備を行うことである。

第3条 用語説明（改正）

本法で使用する用語は以下の意味を有するものとする

- 投資**とは、投資家の資本、有形財、無形財をラオスや外国でビジネスを行うために持ち込むことを指す。
- 投資家**とは、ラオスや外国に合法的に投資を行う国内、外国の個人もしくは法人を指す。
- 国内投資家²**とは、ラオスの法律のもとで企業登録されたラオスの個人もしくは法人を指す。
- 外国投資家**とは、ラオスの法律のもとで投資し、企業登録した外国の個人もしくは法人を指す。

¹ 2024年8月12日付「[投資奨励法（改正）公布に関する国家主席令（No.124/PT）](#)」は、2024年12月16日付で電子官報に掲載された。

² 2016年法では在ラオスの外国企業も対象と明記されていたが、今回は削除された。運用面では外国企業がラオスに法人を設立しても外国企業扱いであったことから、実状に合わせたものとみられる。

5. **デベロッパー**とは、ラオス政府から覚書に従い経済特区もしくは特定経済区の開発の可能性調査の許可を得た法人、もしくは開発合意に従い経済特区や特定経済区の開発投資を行う法人を指す。
6. **経済特区もしくは特定経済区内への投資家**とは、経済特区もしくは特定経済区内でラオスの法律に従い合法的に製造業、商業、サービス業のビジネスが許可された個人もしくは法人を指す。
7. **投資家の財産**とは、投資家が所有権を持つ有形財、無形財で、銀行からの融資を受ける際の担保として使用することができる。
8. **有形財**とは、通貨、動産、不動産を意味する。
9. **無形財**とは、無形資本とは、知的財産、将来の収益、リース権、商務権、コンセッション費の価格を意味する。
10. **コンセッション契約**とは、ラオスの法律にもとで、法人と委任された政府機関によるビジネス実施もしくはプロジェクトの開発における権利を供与する調印された契約である。
11. **MOU**とは、プロジェクトの可能性調査の権利を供与するための法人と委任されたラオス政府機関との間の合意覚書である。
12. **直接生産に使用する車両**とは、投資事業の実施に直接使用する動機や車両である。
13. **直接投資**とは、ビジネスの実施のために資本を持ち込むことで、投資家は企業のオーナー、アドミ管理主となることもしくは、企業の拡大を行うこと。
14. **政府の営業日**とは、ラオスのカレンダーに基づく労働日である。
15. **区管理委員**とは、特別経済区や特定経済区の奨励や管理のために、政府により設立された組織のユニットで、県や首都での設立が許可される。
16. **リース**とは、契約・法律に従い、ある事業のために土地を使用するために国土の借地を受ける者と与える者の合意である。例えば、貿易、サービス、住居、観光、スポーツ、大使館、国際機関など。
17. **コンセッション**とは、契約・法律に従い政府が区分したある地域の土地を使用してコンセッション事業を実施するために国土のコンセッションを受ける者への政府の許可である。例えば、農業、植林、観光地、工業地もしくは工業団地、特別経済区、特定経済区、新都市開発、電力エネルギー開発、鉱物採掘など。

18.投資要求リストとは、重点的な投資誘致における情報のために各セクターや地方が検討し策定した一般事業やコンセッション事業の投資プロジェクトである。

第4条 投資奨励に関する政府優遇（改正）

政府は、利便性のある環境や条件を構築するために優遇を供与することで内外のあらゆる経済事業体の投資を奨励する。例えば、インフラの建設、必要な情報の提供、関税・税・労働における優遇の提供、土地利用権、水使用、資本へのアクセス、平等な扱いの提供、ならびに法律が定める利用権、受益権、相続権、その他の権利に関する所有権の認知と保護を含む。

政府は、全国のあらゆるセクター、事業、地域への投資を奨励する。ただし、国家の持続性や治安を乱すもの、現在や長期的な環境・国民の健康・国家の美しい文化に甚大な影響をもたらすものは除く。

第5条 投資奨励業務の原則（改正）

投資奨励業務は、以下の原則にもとづき実施する。

1. 自主自立経済の構築政策、政策、法律、計画戦略、国家社会経済開発計画、各セクターの開発計画、区、広域、立地の特別な状況、各期の社会経済拡大状況に沿うこと。
2. 地方へ権利移譲や管理分担をしながら、政府の中央集約的で全国統一的な管理を強化すること。
3. 政府、共同体、国民、投資家の権利と利益を保護すること。
4. 効率的でコンプライアンスに沿った便利、厳格、迅速、透明な投資ワンストップサービスを保証すること。
5. 公正な事業競争を保証すること。
6. 社会の安定、治安秩序維持を保証し、国家の美しい文化を推進し、グリーンで持続的な方針に基づく効果的な国家の天然資源の保全と利用を保証すること。

第6条 適用範囲（改正）

本法は、国内や外国のラオスへの投資を行う、もしくは投資を調整する個人、法人、組織、や外国への投資を目的とするラオスの投資家に適用される。

第7条 国際協力（改正）

政府は、投資奨励業務に関して投資奨励や管理、マーケティング、貿易、資金やラオスが批准している関係条約や協定の執行において、知識・情報・テクノロジー・経験の交換による外国、地域、国際との協力関係を奨励する。

第2章 投資奨励、支援、保護政策

第1節 投資奨励優遇

第8条 投資奨励優遇（改正）

投資奨励優遇は、税・関税・リースもしくは国土のコンセッションもしくはリース上の奨励優遇や、第9条、10条に規定されるセクターや地域による支援優遇を意味する。

優遇を受ける投資は、ネガティブリストや非ネガティブリストとともに、一般事業、コンセッション事業、特別経済区、特定経済区で構成される。

第9条 セクター別の投資（改正）

投資優遇を受けるセクター別の投資は以下の通り。

1. クリーン農業、作物品種・動物品種の育種、工芸作物栽培、森林開発、環境生物多様性保全³。
2. 農産加工品や環境親和的なその他の加工工業、飼料生産、自然肥料生産、有機肥料生産、科学的肥料生産⁴、その他の農業生産に必要な物資生産、国家の独特な工芸品生産、ODOP 製品、輸入代替・輸出商品生産⁵。
3. 病院、製薬・医療機器工場、生薬の生産と治療。
4. 教育、スポーツ運動、労働技術開発、教育スポーツ教材生産⁶。
5. デジタルテクノロジーの使用、科学研究開発、環境親和的で天然資源やエネルギー節約型のイノベーションの使用⁷。
6. 環境親和的で持続的な自然、文化、歴史観光産業の開発。

³ 2016年法から有機農業が削除、地方開発貧困削減事業が削除された。

⁴ ウィタニャーサート、ここでは化学肥料を指すと見られる。

⁵ 2016年法から大幅に追加された

⁶ 2016年法から人的資源開発が削除

⁷ 2016年法から高度・近代テクノロジーから変更

7. 公共の利益のためのインフラ投資、サービス、開発。例えば、国道や鉄道の建設、水供給、排水処理、廃棄物処理サービス⁸。
8. 特別経済区、特定経済区内への投資を受けるためのインフラへの開発⁹。
9. ロジスティックス、商品輸送、国境倉庫システム、ドライポート、トランジットやクロスボーダーサービス、陸・水・鉄道・空路による乗客・商品輸送。

政府は、優遇を受けることが出来る各セクターの詳細なリストを別途作成する¹⁰。

第10条 地域別の投資（改正）

優遇を受ける地域¹¹は以下の通り。

第1地域：社会経済インフラが投資に利便性のない地域

第2地域：社会経済インフラが投資に利便性のある地域

政府は地域を5年ごとに取り決める。

第11条 セクター別、エリア別の法人税上の優遇（改正）

第9条と10条に規定されるセクター別、地域別に投資する投資家は以下の法人税の優遇を受ける。

1. 第1地域への投資：法人税免除を10年以下。9条1、2、3の事業は追加で5年以下を受ける。教育セクターへの投資は投資期間中を通して免除を受ける。
2. 第2地域への投資：法人税免除を4年以下。9条1、2、3の事業は追加で3年以下を受ける。教育セクターへの投資は投資期間中を通して免除を受ける。

法人税の免除期間は、企業が事業による売り上げもしくは所得¹²を得てから算出される。

免除期間の終了後は、法人税法に従う。

政府は、本法に基づく法人税の免除優遇の実施における規則やプロセスを定める。

⁸ 2016年法から交通渋滞解決や都市密度解決、農業工業生産インフラ、クロスボーダー輸送サービスが削除。一方で水・廃棄物が追加

⁹ 新規追加項目

¹⁰ 2016年法にあった2項目（⑧政策銀行、マイクロファイナンス、⑨近代ショッピングモール、展示会場）が削除された。また優遇を受けるための、投資最低額やラオス人使用規定が削除された。

¹¹ 2016年法にあった第3地域特別経済区が削除

¹² 2016年法に対して「所得」を追加

第12条 関税、所得税、付加価値税における優遇

セクター別、地域別に投資家は以下の関税上の優遇を受ける。

1. 固定資産となる国内で供給が不可能な器機¹³や生産に直接使用する車両機械¹⁴は、関税が免除される。化石燃料、ガス、潤滑油、化学薬品、アドミに使用する車両やその他の器具材料および車両機械の一時的な輸入は関税法に従うこと。
2. 輸出のために生産に使用する原料、鉱物、器具材料、部品¹⁵は、関税支払いが一時停止される¹⁶。
3. 輸入代替えを目的に国内販売のために生産に使用する原料、鉱物、物資、部品は関税支払いが免除される。
4. 生産・栽培・飼育からの農産品、生産もしくは加工プロセスを経て完成品となる工業製品・工芸製品の輸出は関税が免除される。ただし、各時期に定められる特定の規則にて規定される商品、物品は対象外となる¹⁷。

奨励セクターの専門家は、個人所得税を5%とする優遇が与えられる。その対象や条件は別途規則で規定される。

付加価値税上の優遇については、付加価値税法に従う¹⁸。

第13条 資金へのアクセスに関する優遇

投資家は、ラオスや外国の商業銀行やその他の金融機関からの融資を通して資金アクセスに関する優遇を受ける。

第14条 投資拡大における優遇（改正）

純利益を事業拡大もしくは投資拡大を行う投資家は、ビジネス活動の再投資の比率に応じて

¹³ watthu upakorn は、器機とした

¹⁴ Phahana kong chak は車両機械とした

¹⁵ Sinsuanphakhop は部品とした。

¹⁶ 前法では「輸出のための生産に使用する原料、機器、部品の輸入は輸入時の関税徴収を一次免除し、輸出後に関税を免除する。また付加価値税を0%課税とする。」との記載あり。

¹⁷ 2023年8月23日付 輸出関税対象品目と関税率に関する国家主席令（No.001/PT）

<https://www.mof.gov.la/index.php/2023/09/01/laos-sinkha-phasee/> では第4条 輸出関税免除品目にて1.生産、栽培、飼育、加工された農産品 2.完成品として生産もしくは加工された工業製品 3.工芸品 4.本国家主席令6条に規定されていない品目 品目の規定がないその他の鉱物については、6条2項の関税率とする。と規定されている。

¹⁸2016年法では付加価値税0%の規定があったが削除された（これは別途付加価値税法上に記載がある。）

法律に則し関係機関からの証明を受けることで、翌年の法人税が1年間免除される。

ビジネス活動により赤字となった投資家は、法人税法や関係法律の規定に従い赤字分を翌年の利益¹⁹から赤字分を相殺することが出来る。

投資金額の増加による投資拡大や/もしくは事業拡大においても、本条項の1項目に従い投資優遇を受けることが出来る。

第15条 国土のリースもしくはコンセッション費の免除優遇（改正）

第9条に規定されるセクター別の投資家は、以下の様に国土のリースもしくはコンセッション費の免除優遇を受ける。

1. 第1地域では10年以下の免除、第9条1.2.3.4では追加で5年以下の免除。
2. 第2地域では5年以下の免除、第9条1.2.3.4では追加で3年以下の免除。

国土のリース・コンセッション費の免除期間の詳細については、別途規定される。

第16条 国土の使用についての優遇（改正）

コンセッション事業へ投資する投資家は、国土の利用についての以下の優遇を受ける。

1. 投資家は、投資事業の遂行のために国土のリースもしくはコンセッションの権利を有する。また政府もしくは県行政委員に残りのリースやコンセッション期限中において自らがリースやコンセッションの権利を受けた土地の利用権の譲渡に関する審査を申請することが出来る。これには、投資や事業が承認を受けたプロジェクト開発計画、経済技術可能性調査もしくは事業計画の50%以上²⁰を実施した後に、関係機関からの評価を経てリース・コンセッション契約に基づく義務を果たし、その他の義務を完全に果たす必要がある。未開発の土地もしくはリース・コンセッションの目的とは異なる利用をしている土地は、政府に条件なしに返還しなければならない²¹、また土地を回復させなければならない²¹。

¹⁹ 2016年法では3年間認められていたが今回1年に削減。

²⁰ 2016年法では45%であった。

²¹ 返還・原状復帰義務を新規に追加。

2. 投資家は、投資の期限内に事務所建物の建設や居住用にのみ使用する国土のリース・コンセッション供与の許可を受けた土地の利用権を持つ。その他にも、県行政委員の合意により、リース・コンセッションの権利を持つ²²。

政府は、国土の利用権における優遇の実施に関する規則を定める。

第2節 投資サポート

第17条 投資サポート

投資サポートは以下の通り

1. 情報におけるサポート
2. その他のサポート

第18条 情報におけるサポート

投資家による投資に関する包括、平等、迅速な情報の入手を保証し、投資決定判断を可能とするために、関係する投資ワンストップサービス室は投資情報を構築しなければならない。

投資情報センターは、投資に関する各情報を収集・総括し、ネットワークの構築、情報の提供・交換を行う。たとえば、ウェブサイトを通じた広報、ガイドブック、雑誌、冊子その他を、興味のある者、ラオス大使館、領事館もしくは外国のラオス貿易代表処、などへと提供する。

第19条 その他のサポート（改正）²³

投資家は以下のその他のサポートを受ける。

1. 政府への納税義務を完全に、時間内に果たしている、コミュニティ・社会開発への貢献、環境問題解決への努力、ラオス人労働者の開発などを行う投資家に対して、関係機関や地方政府からの証明を通して様々な適切な形態で政府からの褒賞の審査を行うこと。

²² 新規追加

²³ 旧 21 条は削除され 19 条に統合

2. 投資期間中において外国人投資家への滞在許可証やマルチプルビジネスビザの申請における便宜供与を受けること。

外国人投資家とその帯同家族、投資に関連する外国人技術者・専門家は、ラオス出入国において便宜供与を受ける、マルチプルビザの申請を含み、1回あたり5年までとする。また、条件を全て満たす投資家は名誉市民への申請が可能である。

必要な場合は、政府が国会常任委員会もしくは国会へと審査を提案することでセクターや地域により追加的な優遇が与えられる。

政府は投資家へのサポートに関する規則を定める。

第20条 優遇の実施（改正）

優遇やサポートを受ける条件を備えた個人、法人は、本法の規定に従い、投資ワンストップサービス室へ投資優遇証の発行を申請できる。

政府は、奨励優遇に関する条件、プロセス、時限を規定した法律を別途規定する。

第3節 投資の保護

第21条 投資の保護

政府は、ラオスの法律やラオスが批准する条約、協定のもとで国内外のあらゆる経済事業体の権利、利益を公平かつ平等に保護する。

第22条 投資の保護の形態（改正）

政府は、合法的な投資家の投資を十分に認知し保護する、行政的な方法により政府へと接収、没収もしくは移譲することはない。

政府が公共の利益のためにプロジェクト地域内で投資家の財産を使用する必要があるときは、投資家は実際の投資費用を譲渡される時点の市場価格と合意された決済方法により補償金として支払われる。

第23条 知的財産の保護

政府はラオスの知的財産法、ラオスが批准する条約、協定のもとで登録された投資家の知的財産を認知し保護する。

第3章 投資活動

第24条 投資活動

投資活動とは、形態、活動の種類、条件、プロセス、登録資本金、資本の輸入に従い投資事業の遂行を意味する。

第1節 投資の形態と事業の種類

第25条 投資の形態

投資は以下の投資形態で構成される。

1. 国内もしくは外国投資家による単独の投資
2. 国内と外国投資家間の合弁投資
3. 契約にもとづく事業協力投資
4. 国営企業と民間企業の合弁投資
5. 政府と民間企業による合弁投資

政府は関係法の規定に従い、場合によってはコンセッション事業の株を保有することができる。

第26条 国内もしくは外国投資家による単独の投資

国内もしくは外国投資家による単独の投資とは、国内投資家もしくは外国投資家単独による投資で、ラオスにおける事業もしくはプロジェクトへの独資もしくは共同投資による投資である。

第27条 国内投資家と外国投資家の合弁投資（改正）

国内投資家と外国投資家の合弁投資とは、ラオスの法律のもとで国内投資家と外国投資家の協力投資によりビジネスを実行し、共同の所有権を持ち、新たな法人を設立することである。

合弁投資による組織、活動、管理アドミ、権利や義務は合弁契約書や定款に規定される。

第28条 契約にもとづく事業協力投資（改正）

契約による事業協力投資とは、ラオスの法律に従いあるビジネスの遂行をビジネス協力契約を通して、期限を設定して外国法人と国内の政府・民間法人が協力して行うもので、ラオスに新たな法人や支店の設立は不要である。その契約は、詳細に両者および政府への権利、義務および利益を規定する必要がある。ビジネス協力契約を締結後は、投資ワンストップサービス室へと申請し²⁴、規則に基づき管理と監督を受ける。また、法律に従い公証人から合法的な証明を得る必要がある。

第29条 国営企業と民間企業の合弁投資

国営企業と民間企業の合弁投資とは、国営企業と民間企業が、事業を実施し、共同の所有権を有し、ラオスの法律のもとで新法人を設立することである。

国営企業と民間企業の合弁による投資家の組織、活動、管理行政、権利、義務は合弁契約および定款に規定される。

第30条 政府と民間企業の合弁投資

政府と民間企業による合弁投資とは、合弁契約に基づく政府と民間企業の合弁による事業で、新規建設プロジェクトの実施、インフラ改善、もしくは公共サービスの提供などを目的とする。

政府と民間企業による合弁投資におけるセクター、条件、プロセスは別途法律で規定される。

第31条 投資事業の種類（改正）

投資事業の種類は以下の通り

1. 一般投資事業
2. コンセッション投資事業

各機関や地方政府は、計画投資機関への重点的な投資を誘致するための情報とするために、国家や各セクターの社会経済開発戦略、国家や地方の社会経済開発計画および国家や地方の強みに基づき、「投資要求リスト」の策定の検討の中心となること。

²⁴ 2016年法にあった主語「国内法人」が削除

第2節 一般投資の事業

第32条 一般投資の事業の種類

一般投資事業は以下の種類がある。

1. ネガティブリスト事業
2. 非ネガティブリスト事業

第33条 ネガティブリストの事業（改正）

ネガティブリスト内の事業は、国家の安定性、社会秩序や環境、自然への影響があるビジネスで、経済と社会の開発のバランスを保証するために、管轄に応じて計画投資省・県行政委員から投資許可を与える前に関係機関からの審査が求められる。

政府は各期においてネガティブリストを規定する。

第34条 非ネガティブリスト事業（改正）

ネガティブリストに該当しない事業とは、企業登録とライセンス²⁵許可申請が企業法と関係法律に従い可能な、一般投資に解放された事業である。

第3節 一般事業投資のプロセス

第35条 ネガティブリスト事業投資申請²⁶（改正）

ネガティブリストの事業への投資を希望する個人または法人は、企業法に従い、商工省・局の企業登録申請を行う。その後、中央もしくは県レベルの投資ワンストップサービス室へと申請書を提出する。投資ワンストップサービス室は、関係機関と調整し審査を行い、関係規

²⁵ ライセンスは2019年1月18日付 商工事業の事業許可ライセンスの発行に関するガイドラインなどあり（全て公開されていない）2019年5月27日付 商品輸出に事業ライセンスを不要とする商工省事務室告示

²⁶ 【前法】ではネガティブリスト事業

- ① 投資ワンストップサービスへと申請
- ② 投資奨励管理委員会へ提出（担当省庁による審査）
- ③ 投資許可証と企業登録証を受け取る（25日）

非ネガティブリスト事業

- ① 商工省企業登録

則にて定められる管轄・分担に従い、計画投資省もしくは県行政委員会へと提出し、審査を受ける。

投資許可を得た後、法律に従い関係機関からの事業ライセンスを申請する。

第36条 ネガティブリスト事業投資申請の審査時間(改正)

ネガティブリスト事業投資申請の審査時間は以下の通り。

1. 投資家は投資ワンストップサービス室が申請書を全て受け取った後25営業日以内に投資許可証の発行を受ける²⁷。
2. 投資ワンストップサービス室は、関係機関や地方行政機関へと意見収集の書類を2営業日以内に送付し、これら機関による書類受理日から8営業日以内に検討と文書による意見を受け付ける²⁸。
3. 関係機関や地方行政機関からの意見書を受けた後、投資ワンストップサービス室は計画投資省もしくは県行政委員会へ、5営業日以内に投資許可証の発行の検討を依頼する。
4. 関係機関や地方行政機関からの意見が、第2項の期限中にまとまらないもしくは回答がない場合、投資ワンストップサービス室が調整の中心となり、関係機関や地方行政機関との検討会議を開催する。その後、計画投資省もしくは県行政委員会へと5営業日以内に投資許可証の発行の検討を依頼する。

投資申請の承認が得られない場合は、投資ワンストップサービス室は、文書にて投資申請者に対して決議後3営業日以内に回答する。

第37条 ネガティブリスト事業投資の変更(新規)

ネガティブリストの事業への投資は、場合によっては変更を受ける。例えば、ビジネスの目的の変更、登録資本金の変更など。投資家は事業ライセンスを発給した機関からの合意を受けること。株主やその他の変更については関係法律に従い実施し、計画投資省・局に対し、投資許可証の変更と商工省・局へ企業登録証の変更を申告すること。

²⁷ 2016年法で含まれていた企業登録証の発行は別扱いとなった。

²⁸ 2016年法では回答が無い場合は承認したとみなすが削除。

第38条 非ネガティブリスト事業投資申請（改正）

投資家で、非ネガティブリスト事業の投資を行いたい場合、商工省・局へ企業法に従い企業登録を行い、また法律に従い事業ライセンスを関係機関から取得すること。

優遇を受ける対象である非ネガティブリスト事業への投資は、事業ライセンスの取得後、投資家は投資ワンストップサービス室へと投資優遇の申請を行うことができる。

第39条 非ネガティブリスト事業企業登録の審査（改正）

非ネガティブリスト事業の企業登録や事業ライセンス申請のプロセスおよび時間は、企業法や関係法律に従う。

第40条 一般事業の投資期間

一般事業の投資において、投資期限は定めない。関係機関による規則で投資期限が定められる場合は除く。

第4節 コンセッション事業

第41条 コンセッション事業（改正）

コンセッション事業とは、ある開発やビジネスの実施のために投資家が政府から合法的にコンセッションを受けた投資家の事業をいう。例えば、土地のコンセッション、特別経済区・特定経済区の開発、鉱山採掘、空港・道路サービス、電源開発、テクノロジーや通信サービスの提供など。

コンセッション事業の中で、「特定」コンセッション事業²⁹がある。これは、戦略的なコンセッション投資事業で、限定的な国家の権利のコンセッション事業で、国家の安定性に関する事業で、高い価値のある天然資源の使用コンセッションや多くの県にまたがる事業である。

政府は、コンセッション事業、特定コンセッション事業のリストを策定する。

²⁹ 2024年法で新たに「特定」コンセッションのコンセプトが追加された。

第42条 コンセッション事業の投資期間(改正)

コンセッション事業の投資期間は、種類、規模、投資額、条件、経済技術可能性調査や関係法律に従う。ただし最大50年以下とする。

コンセッション事業投資の期間は、評価や法律が定める権利の範囲に従い政府もしくは国会もしくは県議会の決議で延長することが可能である。

第5節 コンセッション事業投資の条件とプロセス

第43条 コンセッション事業投資の条件(※改正)

コンセッション事業の投資家は以下の条件を満たす必要がある。

1. 法人であること。
2. 関係機関から証明を受けたビジネスの経験と成功を収めていること。
3. 国内もしくは外国の金融機関より証明された財務力もしくは資金調達能力があること。
4. 関係法に基づく入札を経ていること。
5. 関係法が定めるその他の条件を満たすこと。

第44条 投資申請と必要書類

投資申請と必要書類は以下のとおり。

1. 投資申請書
2. 投資家もしくは会社の履歴、経験、ID、無犯罪証明書、パスポートコピー、(投資元国の)企業登録証(法人の場合)
3. 合弁契約書
4. 会社の最高責任者ではない場合には、株主から代表者への委任状
5. 経済・技術可能性調査もしくは事業計画書、内容としては投資の目的、投資見込み総額、事業の場所、事業期間、事業効果、必要な労働者数、政府の土地のリースもしくはコンセッションの必要性、経済・技術上の能力、財務能力、利益の配分見込み、事業実施計画プロセス、資本の支援証明書類、投資優遇申請など。
6. 環境、社会、自然への影響評価
7. 財務証明書、金融機関からの資金支援書類、直近2年の(監査を)受けた財務報告書
8. 会社定款

第45条 コンセッション事業投資プロジェクトの可能性調査のためのMOUもしくは契約の調印申請の提出(改正)

「特定」コンセッション事業投資プロジェクトの可能性調査のためのMOUもしくは契約を締結したい投資家は、投資申請書などを中央レベルの投資ワンストップサービス室へと提出すること。「特定」コンセッション事業ではないコンセッション事業は、県レベルの投資ワンストップサービス室へと投資申請書などを提出すること。

別の原則が法律で規定されているコンセッション事業については、投資申請書を関係省庁もしくは地方政府へと関係法律の規定する管轄分担に従い提出すること。

政府が全ての情報を保有するプロジェクトについては、関係する法律に従い、投資家を選抜するための入札を公表すること。

同一もしくは同じ場所の事業投資申請が、30日以内に1社以上の投資家があるようなプロジェクトについては、関係法律に従い、比較選抜もしくは入札を行うこと。

政府は入札に関する規則を定める。

第46条 コンセッション事業投資許可の審査プロセスと時間

コンセッション事業投資許可の審査プロセスと時間は以下のとおり実施する。

1. プロジェクトの可能性調査のためのMOUもしくは契約の調印許可審査プロセス

コンセッション事業プロジェクトの可能性調査のためのMOUもしくは契約の調印は、投資ワンストップサービス室への申請後65営業日以内に署名の許可を受ける。審査プロセスは以下の通り。

1.1 「特定」コンセッション事業

中央レベルの投資ワンストップサービス室は、関係する省庁や地方行政機関へと2営業日以内に意見収集のための書類を送付する。その際、30営業日以内に審査を行い、意見を返送してもらう。

関係する省庁や地方行政機関からの賛成の意見があった後、中央レベルの投資ワンストップサービス室は計画投資省に対し、原則的な承認審査を受けるために報告を行う。その後、中央レベルの投資ワンストップサービス室は投資家とのMOUもしくは契約について、関係省庁や地方行政機関が参加する協議会を開催する。その後、政府にMOUもしくは契約の調印

許可の申請を行い、30営業日以内に回答をもらう。計画投資省が政府の代表としてMOUもしくは契約の調印者となり、県行政委員や関係省庁が立会人となる。

関係省庁や地方行政機関の回答が期間内にまとまらない、もしくは回答がない場合、中央レベルの投資ワンストップサービス室は中心となり会議を開催する。その後、政府に審議依頼のために報告する。

1.2 「特定」コンセッション事業ではないコンセッション事業

県レベルの投資ワンストップサービス室は、申請書を県/都の関係局に2営業日以内に意見収集のための書類を送付する。また、中央の管轄する省庁と調整を行う。その際、30営業日以内に審査を行い、意見を返送してもらう。

関係する局からの賛成意見が得られた後、県の投資ワンストップサービス室は県行政委員へ原則的な承認審査を受けるために報告を行う。その後、県の投資ワンストップサービス室は投資家とMOUもしくは契約について、関係機関や地方行政機関が参加する協議会を開催する。その後、県行政委員にMOUもしくは契約の調印許可の申請を行い、30営業日以内に回答をもらう。県計画投資局が県行政委員の代表としてMOUもしくは契約の調印者となり、計画投資省や関係省庁が立会人となる。

関係機関の回答が期間内にまとまらない、もしくは回答がない場合、県の投資ワンストップサービス室は中心となり関係機関と調整して会議を開催する。その後、県行政委員に審議依頼のために報告する。

2. コンセッション契約の許可の審査プロセス

MOUもしくは契約を締結した後、投資家はそれに基づき義務や条件を遂行しなければならない。また、経済・技術可能性調査報告承認書や環境影響評価報告書承認書、環境管理監督計画承認書、コンセッションエリアの土地図証明書など、関係機関から各種報告書の承認を受けること。

その後、投資家はコンセッション事業リストが規定する分担に従い、中央もしくは県レベルの投資ワンストップサービス室へと、コンセッション契約の調印の審査申請を行う。

中央レベルでは、投資ワンストップサービス室は、計画投資省へと提出する。県レベルでは、県行政委員へと提出し、原則的な合意を経た後に、投資ワンストップサービス室は、投資家と関係省庁や地方行政機関が参加するコンセッション契約についての協議会を開催すること。

その後、政府もしくは県行政委員へコンセッション契約調印の許可の審査を依頼する。政府もしくは県行政委員の代表として計画投資機関が調印者となる。

投資家は、国庫に調印前に保証金を支払うこと、また契約に従い義務を果たすこと。

3. 計画投資機関は、コンセッション事業の投資許可証をその担当分担に従い発行すること。

第47条 コンセッション事業の投資の変更

たとえば事業の目的、株主、登録資本金その他の変更については、投資家の申請に従い法律が規定する分担に従い投資許可を行った機関により変更が認可される。

第48条 コンセッション契約にもとづく権利/事業の移譲(改正)

コンセッション事業の投資家は、一部もしくは全ての権利や事業を以下の条件で移譲することが可能である。

1. 許可の分担に従い政府もしくは県行政委員からの合意があること
2. 本法16条1項の規定を実施し、契約・法律に従い財務的義務やその他の義務を全て満たすこと
3. 仲裁や訴訟もしくは刑事訴訟中ではないこと

鉱山、エネルギー、土地、農林業コンセッション事業については、関係法律に従うこと。

契約や条件に従い、権利や事業の移譲の許可を得た後、投資ワンストップサービス室は投資家に対して、法律に従い税務、手数料・サービス料を全て納めるように指示する。その後、計画投資機関に関する投資書類の変更を依頼する。その後、法律に従い、公証人への合法性の証明を行わせる。

第49条 国会で承認できる権利

国会は以下の投資事業の承認を行う権利を有する³⁰。

1. 法律に従い政府と民間企業の合弁における政府出資の承認を行うこと³¹
2. 国家的投資プロジェクト(※追加)
3. 原子力発電所

³⁰ カジノ事業についての言及が削除された。

³¹ 2016年法にあった200億キープ以上が削除された。

4. 本条 6.7.8 項に関連する特別経済区と特定経済区の設立
5. 特別経済区、特定経済区のコンセッション期間の延長
6. 国家保護林、国家保全林、生産林、県保護林、県保全林
7. 自然河川の大規模な貯水池化のための変更、500 世帯以上の住民移転、1 万ヘクタール（ha）以上の国土コンセッション、関係法律が定める環境・自然・社会に甚大な影響を与えるその他の事業
8. 特別な優遇が必要なプロジェクト

上記以外のプロジェクトは各期に定められる法律に従い実施すること。

第 50 条 県議会で承認できる権利

県議会は以下の投資事業の承認権を持つ。

1. 森林法が定める村レベルの保護林、保全林、自己回復できない荒廃林・灌木林の変更。まずは、県行政委員に提出すること。
2. 自然河川の小型貯水池のための変更、100 世帯未満の移転、関係法律が定める環境、自然、社会へ甚大な影響を与えるその他の事業。
3. 関係法理の規定に従い自己回復できない荒廃林のリースもしくはコンセッション。まずは、県行政委員に提出すること。

国土コンセッション、電源開発、鉱山は関係法律に従うこと。

第 6 節 登録資本金と資本の輸入

第 51 条 一般事業の登録資本金

一般事業の企業の登録資本金は、企業法や関係する法律の規定に従う。

第 52 条 コンセッション事業の登録資本金（改正）

コンセッション事業投資プロジェクトは以下の最低資本金が必要である。

1. 5000 万ドル未満の投資は、登録資本金は投資総額の 30%以上とする
2. 5000 万～1 億ドルの投資は、登録資本金は投資総額の 20%以上とする、ただし 1500 万ドル以上とする。
3. 1 億ドル～5 億ドルの投資は、投資総額の登録資本金は 5%以上とする、ただし 2000 万ドル以上とする。

4. 5億ドル以上の投資は、登録資本金は投資総額の2%以上とする、ただし2500万ドル以上とする。

コンセッション事業の登録資本金は、事業期間を通して財について明確にする必要がある、投資総額は登録資本金を下回ってはならない。

第53条 一般事業の資本金の持ち込み

一般事業へ投資する外国投資家は事業ライセンスもしくは投資許可証を受理してから90日以内に登録資本金の30%以上を持ち込まなければならない。残額は1年以内に持ち込むこと。ただし法律で別途定められている場合は除く。

資本の持ち込みは、法律に従い現金もしくは物資でもよい。毎回の持ち込み時には中央銀行の証明が必要である。

第54条 コンセッション事業の資本金の持ち込み

コンセッション事業の投資家は、コンセッション契約が開始されてから90日以内に、以下の最低比率の登録資本金を持ち込まなければならない。

1. 5000万ドル未満の事業では登録資本金の3%
2. 5000万~1億ドル未満の投資事業では登録資本金の2%
3. 1億ドルから5億ドル未満の投資事業では登録資本金の1.5%
4. 5億ドル以上の投資事業では登録資本金の1%

残りの登録資本金は、2年以内に持ち込むこと。

資本の持ち込みは、法律に従い現金もしくは物資でもよい。毎回の資本の持ち込みには中央銀行に証明書を提出すること。

第7章 駐在員事務所

第55条 外国法人の駐在員事務所(改正)

外国法人の駐在員事務所は、投資調査における親会社への代理としての調整、親会社が政府と締結した契約のフォロー、親会社のビジネス・投資・貿易・サービス上の活動のフォロー、ラオスの政府と民間との関係調整を行う事務所を言う。

第56条 駐在員事務所設立申請（改正）

外国法人でラオスに駐在員事務所を設立したい場合は、投資ワンストップサービス室へと申請し、申請後15営業日以内に設立の審査と許可証の発行を受ける。

駐在員事務所設立許可証は、合法的に正しい権利を認知する書類で、本法55条の規定に従い自らの役割、権利、義務に従い活動を行うことが出来る。ただし、ビジネスを行う権利は持たない。

設立、権利、義務、期限、資本の原則は別途規定³²される。

第4章 特別経済区、特定経済区

第57条 特別経済区（改正）

特別経済区とは、ラオスの主権区域や国土の当時地域を意味し、政府の合意により特定の投資行政管理の仕組みや優遇がある。

特別経済区は、政府の合意により工業団地、テクノロジー情報通信開発区、ロジスティックズ区、サービス区、貿易区、観光区、その他の区で構成されうる。

特別経済区は持続的で環境に優しい開発のために、農産物の商品化、クリーン・天然資源やエネルギーの節約による生産へ高度テクノロジー・イノベーションを使用するような投資の誘致への条件を構築する。

特別経済区は「コーソーポー」と略し、英語では Special Economic Zone、略して SEZ と書く。

第58条 特別経済区の設立（改正）

政府は、関係省庁や地方行政機関と調整をして、計画投資省による申請を受けて、特別経済区の設立に合意する。また49条4項に従い国会の承認を受けること。

第59条 特別経済区設立の条件（改正）

特別経済の設立は以下の条件とする。

1. 目的が明確であること

³² 2024年7月25日付 外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意（改正）
（No.1839/MPI）

2. 目的に合った場所で、面積や境界が明確であること
3. コンセッション期間が明確であること
4. 政府、デベロッパー、国民の利益が明確に規定されていること
5. 経済技術的可能性調査と社会環境調査の評価を受けていること
6. 国家社会経済開発計画、国家土地区分マスタープラン、特別経済区開発戦略に沿っていること
7. 経済社会管理、治安秩序維持、安全性が保証されること
8. 54条が規定する資本の全てを持ち込むこと
9. 持続的な開発を保証し、国家の美しい文化を推進保全すること

第60条 特別経済区投資管理の実施（改正）

政府は、特別経済区を全国で中心的に統一的に管理する。法律に従い、省、機関、地方行政機関の管理を委任する。

特別経済区の投資管理は以下のとおり実施する。

1. 中央の特別経済区投資奨励管理室
2. 県レベルの区管理委員もしくは管理機関
3. 特別経済区にある投資ワンストップサービス室

特別経済区の実施と管理は関係法律で規定される。

第61条 特定経済区（新規）

特定経済区は、特定のセクターの事業を実施するために、特別経済区の外に政府が設立する投資地域である。例えば、工業団地、高度テクノロジー地域など。

特定経済区の設立と管理は、関係する法律に従うこと。

第62条 特別経済区、特定経済区の開発のためのコンセッション期間

特別経済区や特定経済区の開発のための土地コンセッションの期間は、法律に基づき事業の種類、規模、投資額、条件、経済・技術可能性調査による。ただし、50年以下とする。

特別経済区や特定経済区の開発のための土地コンセッションの期間は、デベロッパーがコンセッション契約を遂行し、合法的で、効果的および政府や社会へと利益をもたらしているかにより、その評価や政府の申請による国会の合意で、延長することが出来る。

契約終了後は、両者はプロジェクトの財産の移転を行う。土地利用権と建築物、インフラなどすべての所有権を政府へと移転し、公的に相続する。契約終了後12カ月以内に移転が完了しなければならない。

第63条 特別経済区と特定経済区内への投資申請（新規）

国内外の個人、法人で、特別経済区や特定経済区内への投資を希望する場合は、投資申請書類を区管理委員へと、区にある投資ワンストップサービス室を経由して提出すること。ワンストップサービスの原理に従い審査を受ける。

開発契約に記載される事業に追加してデベロッパーで特別経済区や特定経済区内の特定の事業へ投資を希望する場合は、新たな法人を設立しなければならない。

第64条 特別経済区と特定経済区の優遇（新規）

第2章で規定した優遇を受ける他に、特別経済区や特定経済区は追加的な優遇を受ける。

1. デベロッパーは、法人税免除は第1地域で6年間追加し合計16年、第2地域で4年間追加し合計8年間とする。特別経済区もしくは特定経済区内への投資家は、第11条1、2項に規定する地域とセクターにより追加で2年間の法人税の免除を受ける。第9条9項のセクターは除く。
2. 特別経済区もしくは特定経済区内への投資家は、契約や関係法律に従いリース費に関する優遇を受け、借地契約の期限内で借地した土地の利用権を持ち、区管理委員からの証明を受けて又貸しもしくは他の投資家へと土地の利用権を譲渡することが出来る。
3. 特別経済区もしくは特定経済区の外国人のデベロッパーや投資家は付帯家族と共に、ステイパーミットの登録や許可証、10年以下のマルチプルビザの発行における便宜供与を受ける。特別経済区・特定経済区の10万ドル相当以上の不動産の所有権を保有する外国人とその付帯家族は、1回目は10年間のマルチプルビザの発給を受ける。

政府が特別に奨励したい工業団地やハイテク地域は、本法や関係法が規定する優遇措置よりも良い優遇措置を受けられる。例えば、関税・その他の税、インフラ開発、自家使用するエネルギー供給源開発、水供給、R&D、環境保全、国内の廃棄物の再生リサイクルなど。政府は特定の法律を検討し、国会常任委員へと審査を申請すること。

第5章 外国への投資

第65条 外国への投資申請（改正）

外国への投資を希望するラオスの投資家は、投資ワンストップサービス室へ審査と許可を申請しなければならない。

ラオスの投資家で、外国の証券へ投資を希望する場合、証券法や関係法に従うこと。

第66条 外国への投資の条件（改正）

ラオスの投資家が外国へ投資する際には、以下の条件を満たすこと。

1. 外国の投資プロジェクトについて目的があること
2. 財務機関もしくは独立監査法人から直近2年の会計監査証明があること
3. ラオス政府に対して財務上の義務を合法的に全て満たしていること
4. ラオス中央銀行の規則とラオスの法律に従うこと

第67条 外国へ投資を行うラオスの投資家の権利と義務（改正）

外国へ投資を行うラオスの投資家は以下の権利を有する。

1. 外国へ資金や財産を持ち出し、投資を行い、投資先国の法律に従い義務を果たした後持ち帰ること
2. ビジネスによる利益や所得をラオスへ持ち込むこと
3. ラオスの法律に従い便宜供与や優遇を受けること
4. ラオスおよび投資先国の関係法に従い、外国の設立企業で勤務させるためにラオス人労働者を雇用すること

外国へ投資を行うラオスの投資家は以下の義務を有する。

1. 投資先の国の法律を守ること
2. 財務やビジネスの報告を財務省や中央銀行へと申告するために投資ワンストップサービス室へ行うこと

外国における投資が終了した後は、法律に従い資本や財産をラオスへ持ち帰ることが出来る。

第6章 投資家の権利と義務

第1節 投資家の権利

第68条 投資家の総合的な権利(改正)

投資家の総合的な権利は以下の通り。

1. ラオスの法律で禁止されていないあらゆるセクター・地域へと投資申請を行うこと
2. 法律が規定する種類、形態、企業の種類に応じて投資申請をすること
3. あるプロジェクト開発を目的に、ケース毎に政府もしくは県行政委員にコンセッションを申請すること
4. 政府に特別経済区や特定経済区の設立コンセッションを申請すること
5. ラオスに駐在員事務所もしくは支店の設立を申請すること
6. 政策や法律の変更により事業が非効果的となる場合に、投資の目的や事業の変更申請をすること
7. 政府から各種の保護を受けること、権利や自らの投資により得た公正な利益の保護を受けること
8. 法律に違反しない自らの投資において政府から便宜供与を受けること
9. ラオスの法律に沿ってリースもしくはコンセッションから利益を得ること
10. 土地のリースもしくはコンセッションを受けている者は、その期間中に利用する権利、契約と法律に従い許認可をした機関からの合意の下で利用権を譲渡する権利を有する
11. リースもしくはコンセッションを受けた土地に建てたビルや建築物などの自らの財産の所有権保有者であること、関係法に従い国内外の者へ所有権を移転する権利を有する
12. 関係法律に沿いラオスの銀行で開設した貯金口座の資金を利用すること
13. 投資において不正を受けたと見られる際に関係機関へ提訴すること
14. その他法律が規定する権利

第69条 自らの投資事業の管理とアドミにおける権利

1. 投資における計画の策定
2. 器具の材料、車両、機械、テクノロジーなどを投資へ投入すること
3. 国内外のマーケットへのアクセス
4. 秩序ある・安全で・ビジネス活動に便利なように労働者を管理すること
5. 投資に関する協議のための会議を開催すること

6. 他の投資家へ株式を移譲すること
7. 投資事業を減資、増資すること
8. 合併、一時停止、解散もしくは企業形態の変更を関係機関へ申請すること
9. 法律が定めるその他の権利を使用すること

第70条 雇用における権利（改正）

雇用における権利は以下の通り。

1. 労働者、技術者、専門家を自らの企業にて労働させるための雇用契約をすること
2. 労働法の規定に従い労働者を入国させること。枠（クォーター）を超える場合は、投資家は労働社会福祉省へと申請し、関係省と調整のうえ適切に審査を受けること
3. 企業の必要性に応じて、労働者を異動し、ポジションを与えること。
4. 合法的に労働者へ優遇もしくは措置を与えること
5. ラオスの法律の規定に従いその他の権利を使用すること

第71条 外国人投資家の居住における権利

外国人投資家およびその家族は投資の期間中、ラオスに居住する権利を有する。外国人技術者、専門家は労働雇用契約に従い、ラオスに居住する権利を有する。

第72条 外国人投資家の資本、財産、所得の外国への持ち出しに関する権利

外国人投資家は、ラオスの法律の規定に従い、関税、その他の税、手数料を政府に全て納めた後に自らの資本、財産、所得、たとえば自らもしくは企業の所有権である投資利益、現金、各種の財産をラオスの銀行および政府関係機関を経由して、外国へ持ち出す権利を有する。

送金できる資本および/もしくは金銭は以下で構成される。

1. ラオス中央銀行が証明した資本
2. 投資から得た利益、配当、知的所有権の貸与利益、専門技術サービス収入、利息、その他の利益
3. ビジネス、事業の売却金、全事業もしくは一部事業の清算金
4. ある契約の清算により得た金銭、融資契約、投資事業に関連するもしくは関連しない紛争仲介判決による金銭もしくは裁判所判決による金銭

5. 政府の財産とするため、支払われた補償金もしくはその他の金銭
6. 合法的に雇用された外国人職員の所得や利益

第2節 投資家の義務

第73条 経済上の義務（改正）

投資家は以下の経済上の義務を有する

1. 関係法律に従い、土地のリースもしくはコンセッション費、天然資源税、関税、その他の税、手数料、サービス料などを全て・時間内に支払うこと。
2. ラオス会計法に従い会計を行なうこと。必要な場合は、国際会計基準を使用することが出来るが、財務機関からの合意が必要である。
3. ラオスの商業銀行で特定の貯金口座を開設し、法律に従い口座を使用すること。
4. ビジネス活動において関係機関や地方行政機関と調整・連絡に協力すること。コンセッション事業においては、プロジェクトが位置する地方に調整用の事務所を設置すること。
5. ラオス人労働者、特に女性や少数民族の雇用を奨励すること。ラオス人労働者の労働技術開発、専門能力の向上、技術移転に注力すること。
6. 契約のビジネスの評価への協力や投資の管理、監督、監査に対して資金的な貢献を行うこと。
7. 法人税免除期間中や期間後、法律に従い財務報告書を財務機関へ行うこと。
8. ビジネスについてまとめ、報告を四半期、半期、年次で投資ワンストップサービス室および関係機関へ行うこと。
9. 法律が規定するその他の義務。

第74条 社会上の義務（改正）

投資家は社会上以下の義務を有する。

1. 法律が定める労働者への社会保障制度、保険を果たすこと。
2. 特に労働組合の設立など、企業内での大衆組織の設立や活動へ便宜を図ること。
3. 地方の美しい慣習や文化を尊重すること。
4. ビジネスの実施により影響を受けた者へ補償すること。
5. 国内ビジネスの推進、奨励およびプロジェクトが位置する場所での国民の貧困解決と地方開発に貢献すること。
6. 契約や法律に従い、社会開発事業へ予算的貢献を行うこと。

7. 法律が定めるその他の義務の実施。

第75条 環境上の義務（改正）

投資家は環境上に以下の義務を有する。

1. 法律、ラオスが批准する条約や国際協定にもとづき、厳格に環境上の義務を果たすこと、グリーンで持続的な開発や拡大を奨励すること。
2. 環境問題が生じた際に必要な措置を取り、関係法律に従い即座に解決を図ること。
3. 計画で規定された年次環境社会影響評価に協力を行うこと、環境事業への予算的貢献を行うこと。
4. 法律が定めるその他の義務。

第7章 投資ワンストップサービス

第76条 投資ワンストップサービス室（改正）

投資ワンストップサービス室は、ラオスの投資への便宜やサービスを提供するために設立された政府機関である。投資ワンストップサービス室は「ホーローポー」と略される。

投資ワンストップサービス室は以下の2レベルある

1. 中央レベルの投資ワンストップサービス室、ホーローポー.ソーと略す
2. 県レベルの投資ワンストップサービス室、ホーローポー.コーと略す

中央と県レベルの投資ワンストップサービス室の組織と活動は別途規定される。

第77条 中央レベルの投資ワンストップサービス室（改正）

中央レベルの投資ワンストップサービス室は、投資奨励局が中心となり、商工省、財務省、天然資源環境省、エネルギー鉱山省、農林省、労働福祉省、公共事業運輸省、情報文化観光省、公安省、その他の省や省相当機関などの関係する各省・機関の投資ワンストップサービス調整委員との間を取り持つ。

省、省相当機関は投資ワンストップサービス調整委員を設立・任命しなければならない

第78条 県レベルの投資ワンストップサービス室(改正)

県レベルの投資ワンストップサービス室は、計画投資局が中心となり、商工局、財務局、天然資源環境局、エネルギー鉱山局、農林局、労働福祉局、公共事業運輸局、情報文化観光局、公安指揮局などの県レベルの関係する局の投資ワンストップサービス調整委員との間を取り持つ。

県レベルの局は投資ワンストップサービス調整委員を設立・任命しなければならない

第79条 投資ワンストップサービスの原則(改正)

投資ワンストップサービス室は以下の原則を持つ。

1. 一般事業やコンセッション事業の投資を行う投資家への厳格かつ、迅速、透明、即時的な投資サービスの中心となること、特別経済区もしくは特定経済区を含む。
2. 関係法律に従い、関係機関や地方行政機関との調整の中心役となること。
3. 投資や民間投資プロジェクトに関する情報収集、実施フォロー、評価総括の中心となること。

第80条 投資ワンストップサービス室の権利と義務(改正)

投資ワンストップサービス室は以下の権利と義務を有する。

1. 投資家に対して投資事業に関する法律を説明すること。
2. ネガティブリストやコンセッション事業の投資申請書を受理すること。
3. 関係する機関や地方行政機関に意見収集のために申請書類を送付すること。
4. 投資家による投資申請を審査し、計画投資省もしくは県行政委員へと合意のための審査を依頼すること。
5. 投資許可を受けた後に、法律に従い企業登録証、事業ライセンス、その他の許可証の発行のために関係機関や地方行政機関と調整すること。
6. 投資家に対して書類上の便宜供与や投資に関連する情報提供などを、関係機関と協力しながら行うこと。
7. 投資に関する規定されたフォームや書類について説明・指導すること。
8. 権利や事業の譲渡、コンセッション契約の内容の変更、投資許可証の内容の変更、ネガティブリスト事業の企業登録内容の追加または削減に関する申請を受理し審査すること。
9. 外国法人の駐在員事務所の設立申請を受理し、審査すること。

10. 国内法人の外国への投資申請を受理し、審査すること。
11. 投資奨励証と輸入計画の申請を受理し、審査すること。
12. 外国投資家と家族、技術者、労働者の VISA、労働許可証、滞在許可証の申請を受理、サービスすること。
13. 投資家の紛争に関する申請や要請を受理すること、また、その解決のために関係機関や地方行政機関と調整すること。
14. 投資に関連する問題の解決もしくは要請に対して、関係機関や地方行政機関と調整して初期的な支援を行うこと。
15. 法律に従い投資家へ、投資事業に関する各種サービスを提供すること。
16. 自らの管轄の範囲で、定期的に投資のフォローや監査を行い、計画投資省もしくは県行政委員へと報告すること。
17. 規則に従い手数料・サービス料を徴収すること。
18. 法律や委任に従いその他の権利と義務を執行すること。

第8章 投資の一時停止、取り消し、終了と紛争解決

第81条 投資プロジェクトの実施の一時停止（改正）

投資プロジェクトは以下の場合、活動が一時停止される。

1.投資許可をした、ビジネス許可をした機関は以下の場合、プロジェクトの一時停止を行うことができる。

1.1 投資の目的を実施しないもしくは契約に従いビジネスを行わない、もしくは関係法律に違反している場合、関係機関もしくは地方行政機関からの申請により投資を許可した機関は、文書にて投資家にその解決や改善を警告する。投資期間の規定に応じて解決が出来ない場合は、一時停止が命令される。

1.2 投資家からの申請により、投資を許可した機関は関係機関と調整し、一時停止許可の許可を行う前に評価のための監査を行う。

2.地方行政機関は、中央レベルの関係機関と調整して環境、自然、社会へと著しい影響を与えるプロジェクトの全てもしくは一部を一時停止することができる。

第82条 投資取り消しの理由（改正）

投資は以下の場合、取り消される。

1. 投資家による申請、もしくは契約もしくは規約の規定に基づきどちらか一方が契約違反をした場合にどちらか一方が申請した場合。
2. 第 81 条の規定に従い、一時的停止の期限内に解決できない場合
3. 関係法律に従い関税、税、その他の金銭的義務を果たさない場合
4. 投資取り消しの絶対的裁判判決が出た場合
5. 法律に従う倒産の場合

投資が取り消された場合でも、個人や法人、政府に対する義務や債務が消滅するわけではない。

第 83 条 投資取り消し（改正）

投資の取り消しは以下の通り実施する。

1. 投資を許可した機関が投資取り消しの通知を出す
2. 投資取り消しの通知を受理後、投資家は引き続き政府への義務や債権者への支払いを全て果たすこと

第 84 条 投資の終了（改正）

投資は以下の場合、終了する。

1. MOU もしくはプロジェクト開発合意もしくはコンセッション契約に規定される期限の延長申請を行わない場合、政府からの注意の通達は不要である。
2. 投資許可証の期限が終了したもしくは、投資プロジェクトが完了した場合。
3. 83 条により投資許可証が回収された、もしくは取り消しされた場合。
4. 企業法に従い企業解散が行われた場合。
5. 投資家もしくは契約パートナーによる取り消しで、関係機関の証明がある場合。
6. 裁判所により、企業の取り消しもしくは投資事業の取り消しの絶対的判決が出た場合。

第 85 条 紛争解決³³（新規）

投資紛争の解決は、経済紛争解決法、各時期に定められる関係法律に従い実施される。

³³ 紛争解決に関する他の詳細な条文は投資奨励法から削除（93-97 条）

第9章 禁止事項

第86条 一般禁止事項

個人、法人、もしくは組織は以下の行為が禁止される。

1. 法律に違反もしくは禁止される事業の認可と遂行。
2. あらゆる形態でのラオスにおける投資奨励に反する行為。
3. その他法律に違反する行為。

第87条 投資家の禁止事項（改正）

投資家は以下の行為が禁止される。

1. 関係業務を担当する公務員へわいろを贈ること。
2. 関係法律に違反する利益のために公務員と共謀すること。
3. 外国の投資家が土地の売買を行うこと、また契約の目的に合わない賃貸を行うこと。
4. 義務を放棄すること、売上・利益を隠すこと、関税やその他税の納税に関して違反すること。
5. プロジェクト開発を引き延ばし、計画に沿って開発を進めないこと。
6. 政府組織や公務員への誹謗や侮辱を行うこと。
7. 社会、環境、慣習、文化、治安、社会秩序へ影響のある行為や活動。
8. 法律に違反するその他の行為。

第88条 担当官、公務員の禁止事項（改正）

公務員は以下の行為は禁止される。

1. 自身、家族、仲間の利益のために義務放棄、機会や立場、地位の悪用を行うこと。
2. 関係法律に違反して自らの利益のために投資家と共謀・便宜供与すること
3. 投資家や投資からの利益を期待する者からの賄賂を受け取ること。
4. 国家、政府、投資家の書類を流出させること。
5. 理由なく投資家の書類審査に時間をかけること。
6. 法律に違反するその他の行為。

第10章 投資奨励事業の管理と監査

第1節 投資奨励事業管理

第89条 投資奨励事業の管理機関（改正）

政府は、投資奨励業務を集約的かつ全国統一的に管理する。また、計画投資機関に対し、直接的な責任を負い、商工機関、財務機関、その他の機関、地方行政機関との調整の中心役となることを委任する。

投資奨励業務の管理機関は以下で構成される。

1. 計画投資機関
2. 商工機関
3. 財務機関
4. 県行政委員

第90条 計画投資機関の権利と義務（改正）

投資奨励業務管理において計画投資機関は管轄の分担により以下の権利と義務を有する。

1. ラオスへの投資奨励と管理、外国への投資に関する政策、法律、戦略計画、投資要求リスト、規則を検討、策定すること。
2. ラオスへの投資奨励と管理、外国への投資に関する政策、法律、戦略計画、規則を広報、説明すること。
3. ラオスの投資許可申請書や外国への投資許可申請書に関連する書類フォームを策定し公表すること。
4. コンセッション契約の検討、協議において関係機関との調整の中心役となること。また、政府の委任に応じて契約において政府の代理人となること。
5. 投資の目的を実施しない、もしくは契約に沿ったビジネスを行わない、もしくは法律を違反している投資プロジェクトや事業の一時停止、変更もしくは取り消しを検討、申請すること。
6. 投資誘致と外国への投資のための情報システムの構築管理、投資奨励政策に関する情報の提供を行うこと。
7. 全国の投資奨励に関する法律の実施についてフォロー、監査すること。
8. 全国のプロジェクト、事業の実施評価や生じた問題の解決において、各機関や地方と推進、奨励、協力を行うこと。国内投資家の外国への投資管理を含む。

9. 投資ワンストップサービス室の迅速かつ、透明、公正、効率的な実施のための指導や便宜供与を与えること。
10. 投資奨励業務を行う職員を育成、養成、能力向上させること。
11. 投資奨励業務に関して外国と関係・協力すること。
12. 特別経済区業務を管理すること。
13. ネガティブリスト、コンセッション事業、特別経済区や特定経済区開発投資の許可を審査すること。
14. 投資奨励や誘致の効果的、効率的な投資ワンストップサービス室の業務の実施を指導すること。
15. ネガティブリスト、コンセッション事業、輸出のための特別経済区・特定経済区開発投資の変更、一時停止もしくは取り消しを検討すること。
16. 外国法人の駐在員事務所の設立申請を審査承認すること。
17. 国内法人の外国への投資を審査すること。
18. 投資奨励証の発行や投資家の輸入計画を承認すること。
19. ネガティブリスト、コンセッション事業の投資家の登録資本の状況について収集すること。また、関係機関とその情報交換を行うこと。
20. 外国、地域、国際社会と投資奨励事業に関して管轄の範囲で関係し、協力すること。
21. ネガティブリストやコンセッション事業リストの検討において関係機関との調整の中心役となり、政府へと提出すること。
22. 定期的に政府に対して投資奨励業務活動の総括報告を行うこと。
23. 法律が定めるその他の権利と義務を実施すること。

第91条 商工機関の権利と義務（改正）

商工機関は、管轄の範囲で以下の権利と義務を有する。

1. 投資奨励に関連して商工セクターの政策、法律、戦略計画を検討、策定すること。
2. 投資奨励に関連する商工セクターの政策、法律、戦略計画、規則、計画、プラン、プロジェクトを広報、説明すること。
3. 企業法の規定に従い設立、企業登録証の内容変更、解散などあらゆる企業のビジネスの実施管理を行うこと。
4. 企業の管理、フォローアップ、監査において関係する機関と地方行政機関と調整すること。
5. 企業登録証の発行や変更、企業解散のサービス提供や審査を行うこと。

6. 企業登録業務の実施の推進、管理、フォローアップ、監査を行うこと。中央政府や公共に企業登録に関する情報の収集、保存、提供サービスを行うこと。
7. 一般事業の投資家の資本の持ち込み、変更、使用を推進し、フォローアップ、監査をすること。また関係機関と情報を交換すること。
8. 企業法で規定される企業に対して企業登録の使用を一時停止すること。
9. 企業法で規定される企業に対して国家企業データベースから企業名を削除すること。
10. 企業登録証の取り消しもしくは取り消しを申請すること。管轄する範囲の投資奨励や投資管理業務の総括と報告を、政府に定期的に行うこと。
11. 法律が定めるその他の権利と義務を行うこと。

第92条 財務機関の権利と義務

財務機関は管轄の範囲で以下の権利と義務を有する。

1. 投資奨励に関連する財務機関に関連する政策、法律、戦略計画、規則を策定すること。
2. 投資許可、契約延長、契約内容の変更に対する審査と意見を行うこと。
3. 投資奨励や関連する財務セクターの法律の実施に関して推進、指導、説明、フォローアップを行うこと。
4. 投資プロジェクト・事業の実施において推進、奨励、便宜供与を図ること。また、関係する法律に従い関税、税における優遇のフォローアップや管理を行うこと。
5. 全国の投資プロジェクトや事業で発生する問題の解決のために計画投資省、省、機関、関係する地方行政機関と調整すること。
6. 投資の目的どおりに実行しない、契約通りのビジネスを行わない、関税・その他税を納めない、法律が定めるその他の義務を果たさないような投資プロジェクトや事業の一時停止、変更、取り消しを関係機関へと申請すること。
7. ラオスへの投資奨励に関連する財務業務において外国、地域、国際と関係、協力すること。
8. 関係法律の規定に従い投資奨励政策優遇を実施すること。
9. 定期的に奨励業務や投資管理業務について総括し中央へ報告すること。
10. 法律が定めるその他権利と義務を行うこと。

第93条 県行政委員の権利と義務(改正)

県行政委員は管轄の範囲で以下の権利と義務を有する。

1. 投資奨励に関する政策・法律・戦略計画と規則の拡大実施、広報、説明を行うこと。
2. 管轄する地域内への投資を誘致するために情報システムの策定管理、投資奨励政策に関する情報の提供を行うこと。
3. コンセッション契約の検討や協議において関係機関との調整の中心役となること、委任に応じて県の代行として契約に調印すること。
4. 投資奨励に関する法律の履行を含むプロジェクトや事業の実施の推進、フォローアップ、評価を行うこと。
5. 地域内のプロジェクトや事業の問題で発生した問題の管理や解決において地方の各機関と調整すること。
6. 許可を出したネガティブリスト事業やコンセッション事業投資の変更、一時停止もしくは取り消しを検討すること。また、中央が許可を出したネガティブリスト事業やコンセッション事業で、環境・自然・社会への甚大な影響がある場合に一時停止を検討し、中央の関係機関に審査を依頼すること。
7. 投資の目的通りに実行しない、もしくは契約に従ってビジネスを行わない、法律に違反する投資プロジェクトや事業の変更、一時停止、取り消しを検討し、申請すること。
8. 迅速、透明、公正、効果的な投資ワンストップサービス室の実施に向け便宜を供与すること。
9. 中央から委任を受けた投資奨励事業に関して外国と関係、協力すること。
10. 投資奨励業務に関する職員を育成、養成、能力向上させること。
11. 自らが管轄するネガティブリスト事業やコンセッション事業の投資の許可を審査すること。
12. 効果的で効率的な投資奨励と誘致のための投資ワンストップサービス業務の実施の指導を行うこと。
13. 管轄の範囲で、関係する法律や契約の実施の指導、フォローアップ、監査を行うこと。
14. 定期的に中央に投資業務活動の総括、報告を行うこと。
15. 関係法律が規定するその他の権利と義務を行うこと。

第94条 その他の機関の権利と義務（改正）

関係するその他の機関は、自らの役割と管轄の範囲で投資奨励事業の管理において計画投資機関と協力、便宜供与、調整する権利と義務を有する。

第2節 投資奨励事業の監査

第95条 投資奨励事業の監査機関（改正）

投資奨励業務の監査機関は以下で構成される。

1. 内部監査機関は、89条で規定される投資奨励業務管理機関と同じである。
2. 外部監査機関は、国会、県議会、各レベルの政府監査機関、政府会計監査機関、建国戦線（ネオラオサンサート）、退役軍人協会、大衆機関、商工会議所、メディア、国民である。
3. 投資奨励業務の監査機関は、投資奨励や管理業務に関して法律違反を発見した際には、検討のために関係機関に対して解決措置を要請する権利を有する。

第96条 監査の内容（改正）

監査の内容は以下の通りである。

1. 投資奨励業務に関する政策、法律、戦略計画、規則の実施。
2. 投資契約の実施、投資家の各種義務の実施。
3. 経済技術可能性調査報告書、環境保全、および政府・国民・投資家・デベロッパーの財産への影響。
4. 労働者の安全措置の実施。
5. その他必要とみられる内容。

第97条 監査の形態（改正）

監査は以下の3つの形態がある。

1. 通常監査、定期的で、日時が明確な計画的な監査。
2. 事前通知を伴う監査、必要な場合の計画外の監査で対象者に事前に通知する必要があるもの。
3. 緊急監査、至急で計画外の監査で、対象者に事前に通知しないもの。

投資奨励業務の監査は法律を厳格に守る必要がある。

第11章 功労者への優遇と違反者への措置

第98条 功労者への褒賞

例えば、効果的な投資、社会経済開発への重要な投資、投資の呼び込みと推進等の本法の履行に貢献した個人、法人は法律に従い、褒章やその他の優遇を受ける。

第99条 違反者への措置

投資奨励に関する法律を違反した個人や法人は、法律に基づきその軽重により再教育、拘留、罰金、民事もしくは刑事訴訟による罰則が課せられる。

第12章 最終条項

第100条 実施

ラオス政府が本法を実施する。

第101条 施行（改正）

本法は、国家主席が公布し、官報掲載後、2024年10月1日より施行する。

本法は、2016年11月17日付投資奨励法(No.14/NA)と2019年12月4日付改正投資奨励法第12条改正法（No.80/NA）を置換する。

政府との契約により既に優遇を得ているデベロッパーや投資家は、契約終了まで変更はない。

本法に基づく優遇を希望するデベロッパーや投資家は、180日以内に関係機関へと申請すること、その後、その関係機関は申請者にその実施を通知すること。

国会議長 Dr.サイソムポーン・ポムヴィハーン

以上

【免責条項】

この日本語訳は、ラオス政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロ・ピエンチャン事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 1 月 9 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

（ウェブページ）

<https://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/display&id=2311>